

国民年金の口座振替手続きを受付しています

平成25年度（4月分から翌年3月分）における国民年金の月額保険料は「15,040円」【年額180,480円】となります。（参考：平成24年度 月額 14,980円・年額 179,760円）

毎月納付のほかに保険料の納付がお得な割引制度を利用した「1年前納」「6ヵ月前納」の口座振替手続きも受付していますので、ご希望される方はお早めに申し込み願います。

なお、提出期限は2月末日までに年金事務所必着となっていますので、ご注意願います。

※戸籍年金係および巡回窓口車「やまびこ号」での手続きは2月27日（水）午前中までをお願いします。

1 申込み場所および必要なもの

提出先	必要なもの	備考
旭川年金事務所	○年金手帳 ○貯金・預金通帳 ○通帳の印鑑	富良野市出張相談で提出可
総務課戸籍年金係		年金事務所に転送
巡回窓口車「やまびこ号」		戸籍年金係経由で送付
金融機関・ゆうちょ銀行		口座開設の店舗に提出

※日本年金機構ホームページより口座振替依頼書をダウンロードし、旭川年金事務所に郵送することもできます。

2 口座振替による割引額および申込期限

	1年前納	6ヵ月前納	毎月納付（当月払）	毎月納付（翌月払）
割引額	年額3,780円	6月につき1,030円	1月につき50円	なし
納入期別	4月分から3月分	4月分から9月分 10月分から3月分	当月分	前月分
引落日	4月30日	4月30日（前期） 10月31日（後期）	当月末日	翌月末日
申込期限	2月28日	前期は2月28日	随時受付	

※国民年金の納入期日が翌月末となっているため、当月中に引き落とすと「1ヵ月前納」となります。

3 納付書による割引額および支払可能期間

	1年前納	6ヵ月前納	その他による納付
割引額	年額3,200円	6月につき730円	なし
納入期別	4月分から3月分	4月分から9月分 10月分から3月分	1ヵ月単位
支払期間	4月1日から4月30日	4月30日まで（前期） 10月31日まで（後期）	納付期限は翌月末日まで 支払可能期間は、2年後の翌月末まで

4 注意事項

- ①新たに口座振替を希望される方または既に口座振替による納付を行っている方で、納付方法を変更したい方は、上記期日までに提出してください。なお、現在、口座振替を行っている方で、納付方法に変更がない場合は、再度、口座振替依頼書を提出する必要はありません。
- ②前納を希望される方で、引き落とし日に残高不足などにより引き落としができなかった場合は、割引額が適用されず、定額による納付となります。
- ③「1年前納」を希望される方で、新規で口座振替を行う場合「13ヵ月前納」となる場合があります。また、既に平成25年3月分を納付している場合は、重複納入となり保険料還付対象となる場合があります。

○問い合わせ先

総務課戸籍年金係 ☎ 52 - 2144